

令和 7 年度小金井市空家等対策協議会委員公募選考基準

小金井市では、市内に適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、小金井市空家等対策協議会条例(以下、「協議会条例」と記載する。)を制定し、協議会条例に基づく必要な事項を協議した結果、小金井市空家等対策計画(以下、「対策計画」と記載する。)を作成しました。協議会条例に基づき、対策計画の実施に関する事項について協議するため、小金井市空家等対策協議会の公募委員を募集します。

1 協議会の概要

- (1) 根拠規定 協議会条例(平成 29 年条例第 8 号)
- (2) 役割 協議会条例第 2 条に規定する対策計画の実施に関する事項の協議
- (3) 任期 令和 7 年 6 月 30 日から令和 9 年 6 月 29 日まで
- (4) 会議 1 年に 2 回から 3 回程度、小金井市空家等対策協議会に出席し、協議等に参加します。なお、協議会に出席した委員に対しては、報酬を支給します。(委員報酬 10,000 円)

2 募集

- (1) 募集人員 2 人
- (2) 募集対象 市内在住・在勤・在学で、18 歳以上(令和 7 年 4 月 1 日現在)の空家等対策に関心のある方。ただし、既に市が設置している各種審議会・委員会等の委員を 2 つ以上兼務している方及び市の関係者は除きます。
- (3) 募集期間 令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで
- (4) 募集方法 募集の周知は、市報(令和 7 年 5 月 1 日号)及び市のホームページで行います。

3 選考方法

指定テーマ「小金井市の空き家問題に対する利活用または管理不全等への対応についてのあなたの考え」に対する提出論文を審査し、選考します。

4 応募方法

(1) 用紙 1 (様式自由)

住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記したもの

(2) 用紙 2 (様式自由)

指定テーマの論文 (題も含めて 800 字以内)

用紙 1・2 を令和 7 年 5 月 31 日 (水) 午後 5 時までに、下記提出先に直接お持ちいただくか、郵送 (当日消印有効)、直接又は市の HP からご応募ください。

提出先 小金井市都市整備部まちづくり推進課

住所 〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

電話番号 042-387-9861 (直通)

※市の HP からご応募される方は、右の QR コードをお読み取りください。



5 選考基準

提出された論文の内容を審査のうえ決定します。ただし、次の事項についても考慮するものとします。

- (1) 選考に当たっては、男女に偏りがないよう配慮します。
- (2) より広く市民の意見を聴くため、年齢、地域等による偏りは極力避けるようにします。

6 論文審査

提出された論文は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価します。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。
- (6) 整然とした論理展開がなされているか。

※ 各項目につき各10点満点とします。(各選考委員60点満点・合計180点満点)

7 選考委員会

公募委員の選考に当たっては、「小金井市空家等対策協議会委員選考委員会」を設置し、市長、副市長、都市整備部長が選考委員になります。

8 選考結果

選考結果については、応募者全員に通知するとともに、市報及び市のホームページに掲載します。

9 その他

- (1) 小金井市空家等対策協議会委員の公募・選考に関する庶務は、都市整備部まちづくり推進課において処理します。
- (2) 応募された方の住所・氏名等の個人情報は、本協議会委員選考関連事務以外には使用しません。なお、個人情報保護条例に基づき適正に処理します。
- (3) 委員に選考されました方の氏名については、市報及び市ホームページ上の審議会委員名簿に掲載します。